

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「（仮称）笹森山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年12月25日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）笹森山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県由利本荘市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大50,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月26日
環境大臣意見受理	平成29年12月14日
経済産業大臣意見	平成29年12月25日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742（直通）

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「（仮称）笹森山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

1. 総論

（１）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（２）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

（１）鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺では、クマタカの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（２）植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 3 回調査（特定植物群落調査）において特定植物群落に選定されている「竜馬山のケヤキ林」、同調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、秋田県自然環境保全条例（昭和 48 年秋田県条例第 23 号）に基づく自然環境保全地域及び森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林が存在し、自然環境の保全上重要な地域であることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、特定植物群落及び植生自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、既存道路、無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

（３）景観に対する影響

事業実施想定区域には主要な眺望点である「大小屋ファミリーランド(キャンプ場)」が存在するほか、同区域周辺には、「東光山」、「日住山」等の眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査によりこれら眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、

垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、人と自然との触れ合い活動の場である「大小屋ファミリーランド（キャンプ場）」が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影及び景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者及び利用者等からの意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。